

県立学校授業料等条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

県立学校授業料等条例施行規則等の一部を改正する規則

(県立学校授業料等条例施行規則の一部改正)

第1条 県立学校授業料等条例施行規則(昭和38年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、授業料減免申請書(様式第1号)に家庭状況調書(様式第2号)、世帯員所得証明書(様式第3号)その他申請者の在学する学校の校長(以下「校長」という。)が必要と認める書類を添えて、減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(減免の決定及び通知)</p> <p>第5条 校長は、前条の授業料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めるときは減免の額及びその期間を決定し授業料減免決定通知書(様式第4号)により、授業料を減免することを不適当と認めるときは授業料減免不承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(減免の取消し)</p> <p>第6条 授業料を減免されている者(以下「被減免者」という。)は、授業料の減免事由が消滅したときは、速やかに、授業料減免事由消滅届(様式第6号)を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の授業料減免事由消滅届に基づき授業料の減免を取り消すことを適当と認めるとき又は被減免者の授業料の減免事由が消滅したと認めるときは、授業料減免取消通知書(様式第7号)により被減免者に通知するものとする。</p> <p>(授業料減免台帳)</p> <p>第7条 校長は、授業料減免台帳(様式第8号)を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p> <p>(口座振替に係る領収済通知票)</p> <p>第8条 授業料及び寄宿舎料(以下「授業料等」という。)の納付について口座振替の方法による場合は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の規定にかかわらず、口座振替領収済通知票(様式第9号又は様式第10号)によらなければならない。</p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料減免申請書に別に定める様式による家庭状況調書、別に定める様式による世帯員所得証明書その他申請者の在学する学校の校長(以下「校長」という。)が必要と認める書類を添えて、減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前までに校長に提出しなければならない。</p> <p>(減免の決定及び通知)</p> <p>第5条 校長は、前条の授業料減免申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を減免することを適当と認めるときは減免の額及びその期間を決定し別に定める様式による授業料減免決定通知書により、授業料を減免することを不適当と認めるときは別に定める様式による授業料減免不承認通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(減免の取消し)</p> <p>第6条 授業料を減免されている者(以下「被減免者」という。)は、授業料の減免事由が消滅したときは、速やかに、別に定める様式による授業料減免事由消滅届を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の授業料減免事由消滅届に基づき授業料の減免を取り消すことを適当と認めるとき又は被減免者の授業料の減免事由が消滅したと認めるときは、別に定める様式による授業料減免取消通知書により被減免者に通知するものとする。</p> <p>(授業料減免台帳)</p> <p>第7条 校長は、別に定める様式による授業料減免台帳を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p> <p>(口座振替に係る領収済通知票)</p> <p>第8条 授業料及び寄宿舎料(以下「授業料等」という。)の納付について口座振替の方法による場合は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の規定にかかわらず、別に定める様式による口座振替領収済通知票によらなければならない。</p>

<p>ない。</p> <p>(口座振替納付者に係る納入通知等)</p> <p>第9条 校長は、口座振替の方法により授業料等を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る授業料等について調定したときは、掲示により納入の通知を行うとともに、<u>口座振替収納請求書(様式第9号)</u>により岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関及び岩手県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に対し収納の請求を行わなければならない。</p>	<p>(口座振替納付者に係る納入通知等)</p> <p>第9条 校長は、口座振替の方法により授業料等を納付する旨の届出のあった者(以下「口座振替納付者」という。)に係る授業料等について調定したときは、掲示により納入の通知を行うとともに、<u>別に定める様式による口座振替収納請求書</u>により岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関及び岩手県収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に対し収納の請求を行わなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第10号までを削る。

(学校施設設備基金条例施行規則の一部改正)

第2条 学校施設設備基金条例施行規則(昭和41年岩手県規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校施設設備基金台帳等)</p> <p>第2条 教育長は学校施設設備基金台帳<u>(様式第1号)</u>を、県立学校の長は学校施設設備基金台帳副簿を備えておいて、常に基金に属する財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(学校林造成の申請)</p> <p>第5条 教育企画室長は、第2種学校林の実施を希望する土地所有者があるときは、<u>学校林造成申請書(様式第2号)</u>正副2部を県立学校の長を経由して提出させなければならない。</p> <p>(学校林の土地使用許可申請)</p> <p>第7条 県立学校の長は、学校林の土地使用許可を受けようとする者があるときは、<u>学校林土地使用許可申請書(様式第3号)</u>を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(学校施設設備基金台帳等)</p> <p>第2条 教育長は<u>別に定める様式による</u>学校施設設備基金台帳を、県立学校の長は学校施設設備基金台帳副簿を備えておいて、常に基金に属する財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(学校林造成の申請)</p> <p>第5条 教育企画室長は、第2種学校林の実施を希望する土地所有者があるときは、<u>別に定める様式による</u>学校林造成申請書正副2部を県立学校の長を経由して提出させなければならない。</p> <p>(学校林の土地使用許可申請)</p> <p>第7条 県立学校の長は、学校林の土地使用許可を受けようとする者があるときは、<u>別に定める様式による</u>学校林土地使用許可申請書を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

(高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則(昭和50年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定による申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書<u>(様式第1号)</u>を知事等に提出しなければならない。</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第3条 条例第2条の規定による申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>別に定める様式による</u>高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書を知事等に提出しなければならない。</p>

(貸付けの決定)

第5条 知事等は、第3条の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けることに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付決定通知書(様式第2号)により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付不承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第6条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に誓約書(様式第4号)を知事等に提出しなければならない。

(借用証書)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第6条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する借用証書(様式第5号)を知事等に提出しなければならない。ただし、借受者が第10条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

(特別貸付)

第8条 条例第5条ただし書の規定によりあらかじめ2月分の修学資金の貸付け(以下「特別貸付け」という。)を受けようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書(様式第6号)を知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、特別貸付けをすることに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付決定通知書(様式第7号)により、特別貸付けをしないことに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付不承認通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(償還明細書)

第9条 条例第8条第1項の規定により修学資金を償還しなければならない者(第10条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該理由の生じた日(第10条第2項の規定による償還債務の履行の猶予の決定の

(貸付けの決定)

第5条 知事等は、第3条の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第6条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に別に定める様式による誓約書を知事等に提出しなければならない。

(借用証書)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第6条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金借用証書を知事等に提出しなければならない。ただし、借受者が第10条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。

(特別貸付)

第8条 条例第5条ただし書の規定によりあらかじめ2月分の修学資金の貸付け(以下「特別貸付け」という。)を受けようとする者は、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書を知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、特別貸付けをすることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付決定通知書により、特別貸付けをしないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金特別貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(償還明細書)

第9条 条例第8条第1項の規定により修学資金を償還しなければならない者(第10条第2項の規定による償還債務の免除の決定の通知を受けた者を除く。)は、当該理由の生じた日(第10条第2項の規定による償還債務の履行の猶予の決定の

通知を受けた者にあつては、当該猶予の期間満了の日) から20日以内に高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書(様式第9号)を知事等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするときは、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還方法変更承認申請書(様式第10号)を知事等に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還の免除等)

第10条 条例第9条の規定による償還債務の免除又は条例第10条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)申請書(様式第11号)を知事等に提出しなければならない。

- 2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をすることに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)決定通知書(様式第12号)により、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をしないことに決定したときは高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)不承認通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(収入額等報告書)

第11条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の貸付けが完了し、又は条例第6条の規定により廃止されるまでの期間、毎年4月20日までに収入額等報告書(様式第14号)を知事等に提出しなければならない。

(届出)

第12条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付辞退届(様式第15号)を知事等に提出しなければならない。

## 2・3 [略]

- 4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに死亡届(様式第16号)に死亡診断書を添えて知事等に届け出なければならない。

- 5 借受者は、保証人を変更しようとするときは、新たに保証人となる者の保証書(様式第17号)を知事等に提出しなければならない。

通知を受けた者にあつては、当該猶予の期間満了の日) から20日以内に別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書を知事等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするときは、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還方法変更承認申請書を知事等に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還の免除等)

第10条 条例第9条の規定による償還債務の免除又は条例第10条の規定による償還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該理由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)申請書を知事等に提出しなければならない。

- 2 知事等は、前項の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をすることに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)決定通知書により、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をしないことに決定したときは別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金償還免除(償還猶予)不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(収入額等報告書)

第11条 借受者は、修学資金の貸付けを受けてから修学資金の貸付けが完了し、又は条例第6条の規定により廃止されるまでの期間、毎年4月20日までに別に定める様式による収入額等報告書を知事等に提出しなければならない。

(届出)

第12条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、別に定める様式による高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付辞退届を知事等に提出しなければならない。

## 2・3 [略]

- 4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに別に定める様式による死亡届に死亡診断書を添えて知事等に届け出なければならない。

- 5 借受者は、保証人を変更しようとするときは、新たに保証人となる者の別に定める様式による保証書を知事等に提出しなければならない。

<p>(貸付台帳等)</p> <p>第13条 知事等は、修学資金の貸付けを行ったときは、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付台帳 <u>(様式第18号)</u> 及び高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付整理簿 <u>(様式第19号)</u> を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p>	<p>(貸付台帳等)</p> <p>第13条 知事等は、修学資金の貸付けを行ったときは、<u>別に定める様式による</u>高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付台帳及び<u>別に定める様式による</u>高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付整理簿を備え付け、所要事項を記載するものとする。</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第19号までを削る。

(博物館条例施行規則の一部改正)

第4条 博物館条例施行規則(昭和55年岩手県規則第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入館料の免除及び還付)</p> <p>第4条 条例第7条又は第8条の規定により入館料の免除又は還付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入館料免除(還付)申請書 <u>(様式第1号)</u> を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の入館料免除(還付)申請書を受理したときは、その内容を審査し、入館料を免除し、又は還付することを適当と認めるときは、入館料免除(還付)承認書 <u>(様式第2号)</u> を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(入館料の免除及び還付)</p> <p>第4条 条例第7条又は第8条の規定により入館料の免除又は還付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>別に定める様式による</u>入館料免除(還付)申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の入館料免除(還付)申請書を受理したときは、その内容を審査し、入館料を免除し、又は還付することを適当と認めるときは、<u>別に定める様式による</u>入館料免除(還付)承認書を申請者に交付するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則の一部改正)

第5条 岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年岩手県規則第154号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(発見者等への通知)</p> <p>第2条 法第105条第1項の規定により、法第100条第2項に規定する文化財又は法第102条第2項に規定する文化財(以下「文化財」という。)が岩手県に帰属することとなった場合においては、岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者に埋蔵文化財帰属通知書 <u>(様式第1号)</u> により通知するものとする。</p> <p>(文化財の譲与申請)</p> <p>第3条 法第107条第1項の規定により県教育委員会が文化財を保有しない場合において、前条の通知を受けた発見者又は土地所有者が当該文化財の譲与を受けようとするときは、文化財譲与申請書 <u>(様式第2号)</u> により申し出なければならない</p>	<p>(発見者等への通知)</p> <p>第2条 法第105条第1項の規定により、法第100条第2項に規定する文化財又は法第102条第2項に規定する文化財(以下「文化財」という。)が岩手県に帰属することとなった場合においては、岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者に<u>別に定める様式による</u>埋蔵文化財帰属通知書により通知するものとする。</p> <p>(文化財の譲与申請)</p> <p>第3条 法第107条第1項の規定により県教育委員会が文化財を保有しない場合において、前条の通知を受けた発見者又は土地所有者が当該文化財の譲与を受けようとするときは、<u>別に定める様式による</u>文化財譲与申請書により申し出なければ</p>

<p>い。</p> <p>(報償金の額の通知)</p> <p>第8条 県教育委員会は、文化財の価格を決定した場合は、発見者又は土地所有者に対し、文化財報償金支給通知書(様式第3号)により通知するものとする。</p> <p>(報償金の申請)</p> <p>第9条 前条の通知を受けた発見者又は土地所有者は、文化財報償金支給申請書(様式第4号)を提出しなければならない。</p> <p>(文化財の市町村等への譲与)</p> <p>第12条 生涯学習文化課総括課長は、財産の交換、譲渡、貸付等に関する条例(昭和39年岩手県条例第31号)第7条第1号の規定に基づき文化財の譲与を受けようとする市町村等があるときは、文化財譲与申請書(様式第5号)を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品管理規則の適用除外)</p> <p>第14条 生涯学習文化課総括課長は、前条の美術工芸品に該当しない文化財の管理については、文化財管理台帳(様式第6号)を備え置いて、その状況を明らかにするものとする。</p>	<p>ならない。</p> <p>(報償金の額の通知)</p> <p>第8条 県教育委員会は、文化財の価格を決定した場合は、発見者又は土地所有者に対し、別に定める様式による文化財報償金支給通知書により通知するものとする。</p> <p>(報償金の申請)</p> <p>第9条 前条の通知を受けた発見者又は土地所有者は、別に定める様式による文化財報償金支給申請書を提出しなければならない。</p> <p>(文化財の市町村等への譲与)</p> <p>第12条 生涯学習文化課総括課長は、財産の交換、譲渡、貸付等に関する条例(昭和39年岩手県条例第31号)第7条第1号の規定に基づき文化財の譲与を受けようとする市町村等があるときは、別に定める様式による文化財譲与申請書を提出させなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(物品管理規則の適用除外)</p> <p>第14条 生涯学習文化課総括課長は、前条の美術工芸品に該当しない文化財の管理については、別に定める様式による文化財管理台帳を備え置いて、その状況を明らかにするものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第6号までを削る。

(美術館条例施行規則の一部改正)

第6条 美術館条例施行規則(平成13年岩手県規則第126号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料の免除及び還付)</p> <p>第4条 条例第7条又は第8条の規定により観覧料の免除又は還付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観覧料免除(還付)申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の観覧料免除(還付)申請書を受理したときは、その内容を審査し、観覧料を免除し、又は還付することを適当と認めるときは、観覧料免除(還付)承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p>	<p>(観覧料の免除及び還付)</p> <p>第4条 条例第7条又は第8条の規定により観覧料の免除又は還付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による観覧料免除(還付)申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の観覧料免除(還付)申請書を受理したときは、その内容を審査し、観覧料を免除し、又は還付することを適当と認めるときは、別に定める様式による観覧料免除(還付)承認書を申請者に交付するものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の県立学校授業料等条例施行規則、学校施設設備基金条例施行規則、高等学校校定時制課程及び通信制課

程等修学資金貸付条例施行規則、博物館条例施行規則、岩手県に所有権が帰属する埋蔵文化財の取扱いに関する規則及び美術館条例施行規則（以下「県立学校授業料等条例施行規則等」という。）に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書等については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の県立学校授業料等条例施行規則等に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。